

申入れ（全労働兵庫支部）議事概要（令和3年6月18日）

兵庫労働局長（当局）は、令和3年6月18日（金）に全労働兵庫支部執行委員長（全労働兵庫支部）から、「2021年全労働夏季統一要求書」等にかかる申入れを受け、その対応を行った。

この申入れの概要は、次のとおりである。

（全労働兵庫支部）

新型コロナウイルス感染症の拡大は働く者の雇用や労働条件、そして生活に多大な影響を及ぼし、セーフティネットとしての労働行政の果たす役割、期待は益々高まっているが、この10年間で1,500人を超える定員の削減が強行された労働行政の職場では、このような緊急事態に伴う業務課題に対応するため、職員は心身ともに疲弊しきっている状況にある。

他方、人事院勧告に向け、新型コロナウイルス感染症にかかる様々な施策を担う公務職場で、昨年一時金の引き下げ勧告が行われ、その他、通勤手当、住居手当、危険手当など各種手当は現在の生活スタイルからかけ離れた水準であり、特に、窓口対面業務を基本とする労働行政は日常的に新型コロナウイルスの感染リスクに晒されていることから危険業務手当の新設が求められるなど、賃金・諸手当の改善が喫緊の課題となっている。

また、職員・非常勤職員の健康確保のための超過勤務の適正把握と超過勤務手当の全額支給、高齢期の働き方に問題を抱える定年延長、再任用職員の労働条件改善や非常勤職員の雇用の安定、健康・安全の確保など、解決すべき課題は山積している。

こうした状況下、全労働は組合員とその家族の生活と労働実態を踏まえた労働条件改善に関わる諸要求の実現を求め、ここに、「2021年全労働夏季統一要求書」等を提出するので、使用者として責任と自覚に基づき各々の要求項目について誠実な対応を要望する。

（当局）

提出された要求書等の各要求事項については、内容を検討の上、誠実に対応したい。